

ぞく式左にめぐり、兵右にめぐるをのく新叙のへうにたちあがる、もとは三位のへうに立た
位のうべに立、みなたまはりはて、輔代玄りぞく、二省の叙人たがひに見あはせて、馳道にす、
あがるなり、立、みなたまはりはて、輔代玄りぞく、二省の叙人たがひに見あはせて、馳道にす、
みて一同に拜舞す、次第に玄りぞく、大臣已下下殿してをのく拜舞す、儀は加階給たる人々の本
みせある人々の拜のことは、左右の大將下殿して、軒廊にて白馬の奏をとる、御監玄よをく
みなし立也、立様宣命の拜のことは、左もし大臣なら
はふ、次將これをとりつぐ、隨身に仰て文を杖にはさましむ、左右ともにす、む、左もし大臣なら
ば、右東の廂にとまりて立、大將一人あらば、左右ともにとる、大將候はずば、内辨これをとる、御
らんじて西の机にをかせ給也、白馬わたる、先左、つぎに右、かみ、すけ、をのくわたる、その人なく
ば代をさだめらる、次に御膳まいる、三節一こんくす、二獻みきの勅使、三こんをのく、元日にお
なじ、樂は女樂也、三獻はて、内教坊別當下殿して別當大納言奏をとる、次將とりつぐ、奏御まへ
にとまる、白馬奏のごとし、近衛の樂人ゆみばどの、へんにて樂を奏す、舞妓舞臺にのぼる、五
曲なり、花喜春樂樂はて、宣命見參をそうす、元日のごとし、せんみやうを宣命使にたび、祿法を
大辨にたぶ、宣命はて、群臣祿所にむかふ、祿をとる大辨の宰相ろく所につく也、入御ののち、白
馬中殿の前をわたる、神仙無名門をとをりて東庭をわたる、先ねりおとことかやいひて、七度庭
をめぐる、近衛官人どもなり、うへのをのこども、小板敷のへん長橋などにて馬をうつ、そのゆへ
おぼつかなし、中宮東宮にもおなじくまいる、節會の程、北の陣にてけんひるし雜犯をたゞす。

〔公事根源正月〕白馬節會

七日

此節會の事、大方は元日などにおなじ、元日は水の様はらかの贊、御曆などあるによりて押なべて諸司の奏といふなり、けふは兵部省より奉る、御弓奏ばかりを内辨も奏聞するなり、若卯日にあたらば、けふも諸司奏と云へし、卯杖の奏あるによりてなり、亥からざる時は、たゞ御弓奏候やと仰す、天竺の貝多羅葉は、其長さ七尺五寸なり、弓のたけも七尺五寸なる故に、是をたらしとは